

本件紛争の経過年表

作成 原告両名代理人 柳原敏夫

年表中、脚本は甲 1、映画は「やわらかい生活」、映画会社は「スタジオスリー」、小説は甲 4 の意味。

年月日	原告荒井	原告協会	被告・文藝春秋
2003 年 4 月	前作「ヴァイブレータ」完成。 次回作を前作の監督・プロデューサーと検討開始。		
7 月	被告小説、原作候補にあがる		
9 月	被告側と原作使用契約締結		同左。
2004 年 2 月	脚本第 1 稿執筆。 被告の注文を受け、書き直す		第 1 稿にいくつか注文あり。
3 月	脚本（決定稿）完成。		
11 月	映画、クランクイン。		
12 月	映画、クランクアップ。		
2005 年 2 月	映画、完成。		
4 月	シンガポール国際映画祭を皮切りに順次、全国で劇場公開。		
2006 年 9 月	映画の DVD（セル・レンタル）利用のため、被告側に許諾申請。		左記 DVD（セル・レンタル）利用を許諾。
2007 年 1 月	映画の DVD（セル・レンタル）販売開始。		
3 月		脚本を「'06 年鑑代表シナリオ集」の 1 つに選ぶ。	
6 月		脚本の「'06 年鑑代表シナリオ集」収録・出版につき、被告側に許諾申請。	左記収録・出版を拒否。
7 月		協会会長(加藤正人)、文藝春秋訪問。担当編集者・法務部長と面談、収録・出版の許諾をお願いするも進展なし。	同左。
8 月	映画、テレビ放送される。 この頃、映画の海外セールス行なう。	修正案として、原作者名を外した形での収録・出版を被告側に許諾申請	左記修正案の収録・出版を拒否。
9 月		脚本の「'06 年鑑代表シナリオ集」収録・出版を断念。	
2008 年 4 月		プロデューサーから原作使用契約の説明を受け、3 条 5 項但書の存在を知る。	
6 月	映画会社から被告側に、原作使用契約 3 条 5 項に基づき、脚本の「'07 年鑑代表シナリオ集」収録・出版を許諾申請。	(甲 8 参照)	左記許諾申請に対し、回答なし。
11 月	映画会社から被告側に、再度、回答の依頼を催促、拒否の時にはその理由を明らかにするように依頼（甲 9 参照）。		左記催促に対し、文藝春秋よりプロデューサーに、電話で掲載拒否の回答あり。但し、拒否の理由の説明なし。
2009 年 3 月	原告両名から被告側に、脚本の「'07 年鑑代表シナリオ集」収録・出版の拒否が原作使用契約 3 条 5 項但書に該当しない理由を明らかにされたいという質問状（甲 10）を送付。		左記質問状に対し、2 週間の回答期限経過も回答なし。